

政令第百九十一号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第三項及び第四項、第十六条、第十六条の四第二項並びに第三十六条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号ホ中「こえ」を「超え」に改め、同号ヘ中「こえる」を「超える」に改め、同項第十二号中「かつ」及び「あつては」の下に「、総務省令で定める場合を除き」を加え、同項第十三号中「もれ」を「漏れ」に改め、同項第十四号中「取扱」を「取扱い」に改め、同項第十八号中「あたつて」を「当たつて」に改める。

第十一条第一項第七号中「さびどめ」を「さび止め」に改め、同項第十号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同項第十号のニル中「かつ」及び「あつては」の下に「、総務省令で定める場合を除き」を加える。

第十九条第二項第一号から第二号まで、第四号及び第五号中「専ら」を削り、「行う」を「専ら行う」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

第二十条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる製造所等については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所

二 前条第二項第五号の二に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

三 前条第二項第九号に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

第二十七条第二項から第五項までの規定中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第六項第一号の二中「規定」の下に「（同項第一号に掲げる給油取扱所のうち総務省令で定めるものにあつては、前号（イからハまで及びチを除く。）の規定）」を加える。

第二十九条第一号ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 塊状の硫黄等を運搬するため積載する場合

ロ 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして、総務省令で定める場合

ハ 危険物を一の製造所等から当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存する他の製造所等へ運搬するため積載する場合

第四十条第二項中「四千七百円」を「五千三百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

危険物の規制の合理化を図るため、危険物を用いた蓄電池に係る一般取扱所等の位置、構造及び設備の技術上の基準について特例を定めることができるようにするとともに、危険物の運搬における積載方法の技術上の基準を改正する等の必要があるからである。